

豊中市営住宅入居者用駐車場管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和36年豊中市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の資格)

第2条 駐車場を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 駐車場が設置されている市営住宅の入居者若しくは同居者又は条例第26条の規定による使用許可を受けた社会福祉法人等（以下「入居者等」という。）であること。
- (2) 入居者等が自ら使用するため、又は入居者等以外の者であつて、規則第2条の3第3号に該当し、かつ、車いすを常用する入居者等を介護する者（以下「介護者」という。）に使用させるため、駐車場を必要としていること。
- (3) 家賃又は条例第28条第1項に規定する使用料の滞納がないこと。
- (4) 条例第17条の2第1項又は第22条第1項の規定による市営住宅の明渡請求を受けていないこと。

2 車いす常用障害者向け住宅の入居者等の使用に適するように設計された駐車場を使用することができる者は、前項各号に掲げる条件のほか、車いす常用障害者向け住宅の入居者等でなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に定める条件のほか、駐車場の使用者の資格を別に定めることができる。

(使用の申込み)

第3条 駐車場を使用しようとする者は、市営住宅の入居者を申込者とし、次の各号に掲げる書類を添付して、駐車場使用申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者等又は介護者の自動車運転免許証の写し
- (2) 保管しようとする自動車の自動車検査証の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(使用者の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申込みをした者が使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、抽選その他の公正な方法により使用者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、車いす常用障害者向け住宅の入居者を優先して決

定することができる。

(使用補欠者)

第5条 市長は、前条第1項に規定する場合において、同項の使用者のほか、使用順位を決めて使用補欠者を登録することができる。

2 前条第1項の規定は、前項に規定する使用補欠者の登録について準用する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、車いす常用障害者向け住宅の入居者を優先して、使用補欠者の使用順位を決めることができる。

4 市長は、第1項の場合のほか、駐車場の空き区画がないにもかかわらず、駐車場を使用しようとする者がいる場合には、使用補欠者登録の申込みをさせ、同人を使用補欠者として登録することができる。この場合において使用順位は、申込みの順に決めるものとする。

5 市長は、第1項又は前項の規定により使用補欠者を登録した場合は、当該申込者に対し、通知しなければならない。

(使用の承認等)

第6条 市長は、第3条又は次項の駐車場使用申込書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、駐車場の使用を承認し、当該申込者に駐車場使用承認書を交付する。

2 使用補欠者は、使用しようとする駐車場に空き区画が発生したときは、使用順位に従って第3条の駐車場使用申込書を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の承認に駐車場の使用期限その他の条件を付すことができる。

(保管自動車の条件)

第7条 駐車場に保管することができる自動車は、次の各号に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1) 自動車検査証の使用者欄の名義が入居者等又は介護者であること。

(2) 自動車検査証の用途欄が乗用であること。

(3) 別表の保管自動車の規格を満たしていること。

(4) その他市長が特に必要と認めるもの。

(使用料)

第8条 駐車場の使用料は、1月につき10,000円とする。ただし、軽自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車をいう。)用の駐車場の使用料にあつては、1月につき8,000円とする。

(使用料の減免等)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(使用料の納付)

第10条 条例第14条の規定は、駐車場の使用料について準用する。

(使用者の届出)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なくその事実を証明する書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 自動車を変更若しくは譲渡又は廃止したとき。
- (2) 自動車登録番号又は車両番号を変更しようとするとき。
- (3) 自動車検査証の使用者欄の名義を変更しようとするとき。
- (4) その他承認事項に変更を生じたとき。

(駐車場の返還)

第12条 使用者が駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の5日前までに駐車場返還届を市長に提出しなければならない。

(禁止事項)

第13条 使用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場を自動車の保管目的以外に使用すること。
- (2) 駐車場を第三者に転貸し、又はその使用権を譲渡すること。
- (3) 駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (4) 駐車場に危険物その他の自動車の保管に支障となる物を持ち込むこと。
- (5) 市営住宅又は駐車場で悪臭又は騒音等により住居環境を害する行為をすること。
- (6) 他の自動車の駐車を妨げる行為及び駐車場の管理上支障となる行為をすること。
- (7) 駐車場で洗車や自動車の整備をすること。

(明渡請求)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が不正な行為により使用の決定を受けたとき。
- (2) 使用者が駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が第2条第1項に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (4) 使用者が前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (5) 使用者が運行不能な自動車を15日以上継続して駐車させているとき。

- (6) 使用者が15日以上届け出なく駐車場を使用しなかったとき。
- (7) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (8) 駐車場を廃止するとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 条例第22条第2項の規定は、前項の規定による駐車場の明渡しについて準用する。

(自動車保管場所使用承諾証明)

第15条 市長は、使用者から自動車保管場所使用承諾証明発行の申込みがあったときは、これを発行するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 使用者が家賃又は使用料を滞納しているとき。
- (2) 自動車保管場所使用承諾証明が不正に使用されるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が第2条第1項に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (4) 前条第1項各号(第2号を除く。)の規定に該当するとき。

(賠償)

第16条 使用者が故意又は過失によって駐車場又はその付属施設を滅失し、又は毀損したときは、自己の費用でこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、駐車場で生じた損害に対しその責任を負わない。

(申込書等の様式)

第17条 この要綱による申込書その他の書類の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第18条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年4月1日一部改正)

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年3月31日全部改正)

1 この要綱は、平成9年10月20日から適用する。

2 平成9年10月20日において、現に市長の許可を受けて市営住宅の駐車場を使用している者は、この要綱による改正後の要綱第6条の規定により決定された使用者とみなす。

附 則 (平成11年3月26日一部改正)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成11年4月分から平成13年3月分までの岡町北改良住宅及び蛸池北改良住宅の駐車場の使用料については、この要綱の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める額とする。
 - (1) 平成11年4月分から平成12年3月分までの駐車場の使用料 1月につき
5,000円
 - (2) 平成12年4月分から平成13年3月分までの駐車場の使用料 1月につき
6,000円
- 3 前項の規定は、平成11年4月分の駐車場使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月1日一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する

附 則（平成17年4月1日一部改正）

 - 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の豊中市営住宅入居者用駐車場管理要綱（以下「改正後の要綱」という。）第9条の規定は、平成18年4月分から平成19年3月分までの市営岡町北住宅及び市営蛸池北住宅の駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、同年4月分から平成20年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と読み替えて適用する。
 - 3 改正後の要綱第9条の規定は、平成17年4月分から平成18年3月分までの駐車場（前項に規定する市営住宅の駐車場を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、「8,000円」とあるのは「6,000円」と、同年4月分から平成19年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と、「8,000円」とあるのは「7,000円」と読み替えて適用する。
 - 4 前項の規定は、平成17年4月分の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

 - 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
 - 2 附則（平成17年4月1日一部改正）第2項の規定は、平成18年4月分の市営岡町北住宅及び市営蛸池北住宅の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの市営岡町北住宅及び市営蛸池北住宅の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月1日一部改正）

 - 1 この要綱は、平成18年7月1日から実施する。

附 則（平成18年8月1日一部改正）

 - 1 この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

附 則（平成18年10月1日一部改正）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。